

みやぎ県南中核病院 緩和ケア病棟入棟基準

1, 理念

みやぎ県南中核病院緩和ケア病棟では、治癒の望めない進行がんの患者さんご家族ができるだけ苦痛の少ない療養をしていただけるようお手伝い致します

2, 基本方針

- 1) 患者さんご家族の抱える様々な苦痛を理解し、可能な限りその人の希望に沿った療養生活を送れる様に支援していきます
- 2) 医師、看護師、薬剤師、理学療法士、社会福祉士、管理栄養士、臨床心理士など様々な専門職種が協力して患者さんご家族を支えてまいります

3, 入棟・退棟基準

【入棟基準】

- 1) 対象は、積極的・侵襲的な抗がん剤治療を中止されている患者さん
- 2) 1)に加え、がんによる痛み、吐き気、全身倦怠感、呼吸困難感など、何らかのつらい症状があり、それらの症状緩和のために入院による治療が必要のある患者さん
- 3) 患者さん自身ご自分の病状をある程度理解しており、患者さんご家族が共に入棟を希望している
- 4) 緩和ケア病棟入棟同意書の内容に患者さんまたはご家族が同意し、署名できる
- 5) 認知症と判断された場合は、徘徊や大声をあげるなどがなく、緩和ケア病棟での療養が可能と判断された患者さん

※上記基準に基づいて緩和ケア病棟への入棟の適応かどうかの判断を行いますが、最終的に入棟をお受けするかどうかについては入棟判定会議の結果で決定します。

入棟判定は医師・看護師長・主任看護師・認定看護師またはそれに準ずる者が行います。

【退棟が可能な場合】

- 1) 本人や家族が退院を希望した場合
- 2) 悪性腫瘍の症状緩和以外の治療を優先する必要性が生じた場合
- 3) 手術、輸血、放射線治療、抗がん剤治療、人工呼吸器の装着などその他の積極的・侵襲的な治療を希望される場合

※入院後は定期的に病状の評価をさせていただき、在宅療養または転院療養が可能と判断された場合には退棟についての相談をさせていただく場合があります。